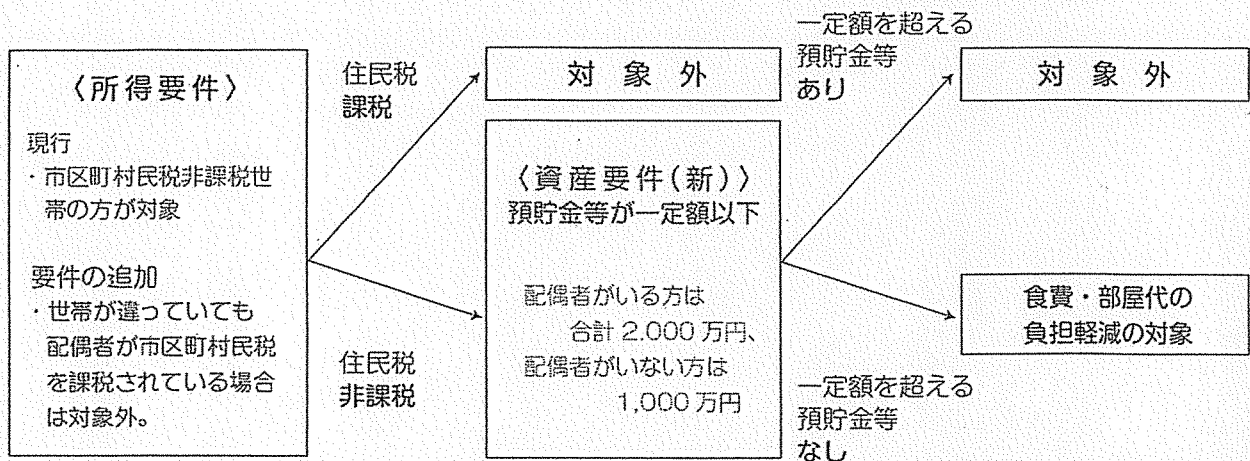


どんな改正が行われるのですか？

これまでは、負担軽減の申請をいただいた後、本人及び同一世帯の方の前年の所得を基に対象となるか判断していましたが、平成27年8月からは、以下の取扱いを追加します。

- ①配偶者が市区町村民税を課税されているかどうかを確認し、課税されている場合には負担軽減の対象外とする（世帯が同じかどうかは問わない）
- ②預貯金等の金額を確認し、次の基準額を超える場合には負担軽減の対象外とする
 配偶者がいる方：合計2,000万円
 配偶者がいない方：1,000万円

〈食費・部屋代の負担軽減 対象者の判定の流れ〉



「預貯金等」にはどのようなものが含まれますか。また、どのように確認するのでしょうか。以下の表のとおりです。

※ 申請に当たっては通帳の写し等の提出をお願いします。

預貯金等に含まれるもの (資産性があり、換金性が高く、 価格評価が容易なものが対象)	確認方法 (価格評価を確認できる書類の入手 が容易なものは添付を求めず)
預貯金 (普通・定期)	通帳の写し (インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券 (株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写し也可)
金・銀 (積立購入を含む) など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写し也可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写し也可)
タンス預金 (現金)	自己申告

負債 (借入金・住宅ローンなど) は、預貯金等から差し引いて計算します。(借用証書などで確認) また、価格評価は、申請日の直近2カ月以内の写し等により行います。

※ 預貯金等に含まれないもの
 ・ 生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属など
 ・ 絵画、骨董品、家財など

預貯金等及び配偶者の所得については、市区町村の窓口への申告が必要になります。

市区町村は必要に応じて銀行等に口座情報の照会を行います。また、不正に負担軽減を受けた場合には、それまでに受けた負担軽減額に加え最大2倍の加算金 (負担軽減額と併せ最大3倍の額) の納付を求められることがあります

なぜ配偶者の所得を勘案するのですか？

配偶者間では、民法上も、他のご親族以上に家計を支え合うことが求められていることから、配偶者の方が市区町村民税を課税されている場合には、食費・部屋代をご負担いただくこととしています。